



投資ガイド

VALE UN PERU (バレ・ウン・ペルー)

2023



Embajada del Perú en Japón
在日ペルー大使館



150周年
1853-2023
日本ペルー
外交関係樹立





アナ・セシリア・ヘルバシ・ディアス

ペルー外務大臣のメッセージ

1979年、日本人ペルー移住80周年の記念に際して、著名なペルー人法学者であり外交官であるホセ・ルイス・ブスタマンテ・イ・リベロは、日本人社会について「よく理解し、互いに理解し合い、調和と平和に満ちた友好関係を追求する努力をするという人間の使命を黙々と果たした」とその貢献を強調して述べました。共通の価値と協調の精神に基づくこの深く固い絆は、今、かつてないほどその効力を発揮しています。

ペルーと日本は、2023年8月に外交関係樹立150周年を迎えます。両国の結びつきの最初の重要な部分は、経済分野にありました。1872年、マヌエル・プラド政権は、アウレリオ・ガルシア・イ・ガルシア海軍大佐をペルー特命全権公使として任命しました。同氏は、2か月余りに及ぶ航海を経て、1873年2月27日に横浜港に降り立ち、日本で初めてのペルー公使となりました。1873年8月21日、東京で「和親貿易航海仮条約」が締結され、ペルーは、ラテンアメリカで初めて日本と正式に国交を結ぶ国となったのです。

以来、両国は、2009年に発効した「投資の促進、保護及び自由化に関する協定(投資協定)」や2012年に発効した「経済連携協定」などの強固な法的枠組みのもと、対話、協力、ビジネスのメカニズムを推進し、伝統的友好関係を強化してきました。さらに、両国は2018年3月から「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」に積極的に参加し、また、2021年には「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約(租税条約)」が発効しています。

両国経済間の大きな相乗効果とその補完性により、日本は、我々にとっ

て主要な経済パートナーの一つとなっています。2022年には、日本はペルーにとってアジアで2番目に大きな貿易相手国となりました。日本市場に向けたペルーの輸出は伸び続けており、2022年には30億9,200万米ドルに達し、貿易総額の大幅な回復を示すものとなりました。二国間貿易は、鉱業部門に多分に集中していますが、昨年は、石油・ガス部門(10.6%)、伝統的農業部門(157.17%)において著しい成長が見られました。また、非伝統的輸出は、特に漁業(54.48%)、製鉄・冶金(14.29%)、化学(20.99%)、金属・機械(111.23%)の部門において2021年に比べて増加しました。

一方、ペルーは、我が国の経済成長に魅力を感じる日本の投資家をより多く受け入れたいと願っています。2022年、ペルーは2.7%のGDP成長率を記録しました。ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティング、IDBといった主要な格付機関は、保健衛生や経済面で不利な状況において、ペルー政府が採用した財政措置の妥当性を強調しています。

ペルーの経済成長は、強固な基盤の上に成り立っています。財政の健全性、豊富な外貨準備高、効果的な経済・規制管理、良好なマクロ経済環境、外国資本に対する法制度的安定性、国際市場におけるダイナミックなパフォ

ーマンスは、我が国にいる投資家から高く評価されている重要な要素であり、我々はこれらを維持していくことに全力を尽くします。

ペルーは、自由市場に即し、外国投資に開かれた開発路線を選び、特にその税制上の扱い、利益の本国送金、資本移転やロイヤルティに関して、投資契約の安定性を全面的に保護する法的枠組みを有しています。ペルー憲法は、国内投資と外国投資が平等に扱われることを明記しており、所有権はペルー政府によって保証されています。

本書は、ビジネスガイド「Vale un Perú (バレ・ウン・ペルー)」の第2弾(2023年版)となります。2022年にガイドを発表した最初のセミナーでのスピーチで強調したように、ペルーと日本は、前向きな姿勢で未来を見据えるアジア太平洋の重要なパートナーです。このガイドが、日本の民間企業や政府関係者に対し、ペルー経済の状況、ビジネス環境、外国投資に対する税制、インフラや鉱業などの重要な分野に存在するビジネスチャンスに関する最新情報を年ごとに日本語で提供する参考資料となることを期待しています。また、本ガイドは、より効果的かつ広く普及させるために、オンラインでも公開される予定です。

「Vale un Perú」は、16世紀の

イSPANアメリカで生まれた言葉で、ペルー領土の果てしない豊かさを表しています。本書を通じて、豊饒な自然と勤勉な国民性の賜物であるその豊かさを親愛なる日本の皆様に紹介します。ですから、150年前に開かれた道をもとにして、ペルーが提示する多様な分野の可能性をぜひ知っていただきたいと思います。

2023年8月、東京





ロベルト・セミナリオ・ポルトカレロ

駐日ペルー大使のメッセージ

ペルーと日本の関係において、2023年は特別な意味を持っています。150年前、両国は外交関係を樹立し、その関係は、歴史的に両国民の友好の絆に支えられてきました。さらに、両国は、19世紀における日本からペルーへの移住、そして、前世紀の後半におけるその子孫であるペルー人による移住という共通の経験を共有し、太平洋の両側で友愛の絆が育まれてきました。

歴史と共通の価値によって結ばれ、共にアジア太平洋の一員であるペルーと日本は、緊密な経済関係を維持しています。2022年の二国間貿易は41億8,600万米ドルに達し、19億9,700万米ドルの黒字となり、この年のペルーからの輸出は、漁業(54.5%)、非金属鉱業(1519.5%)、金属機械(1111.2%)、木材(42.9%)

が著しく伸びました。また、本年(2023年)3月に、日本向けのペルー産ブドウの輸入が解禁されたことは、特に重要な出来事でした。ハスアボカドは2015年から、温州ミカン(サツマ)は2018年から既に解禁となっています。同様に、日本のサプライチェーンにおける相互に有益な参入を目指して、ブルーベリー、柑橘類(オレンジ、レモン、その他の品種のミカン)、ザクロ、チェリモヤ、イチジクといった他のペルーの主力産品についても、輸入解禁要請を行っています。

ペルー経済は、2022年に2.7%の成長を実現し、ペルー中央準備銀行は、2023年のGDP成長率を2.9%、また、2025年までに年間3.3%に達すると予測しています。このような進展は、徹底した財政措置によって補完され、ペルー経済は、25年来そうであるよう

に、今後も年間一桁台のインフレ率を記録し続けることができるでしょう。

2022年には、ペルーの輸出総額は658億3,400万米ドル、輸入総額は562億6,900万米ドルに達しました。注目すべきは、この年の非伝統的輸出が全体の27.7%を占めていることであり、ペルー経済の多様化が進んでいることは明らかです。確かに、ペルーは、銅と亜鉛の世界第2位の生産国であり、金と銀についてはラテンアメリカで第2位ですが、鉱業・炭化水素(化石燃料)部門の割合は、GDP比14.4%に過ぎません。このような観点から、慎重なマクロ経済政策に加えて、製造業(16.5%)と商業(10.2%)がGDPに占める割合が顕著であり、我が国の経済構造が多様化していることも特筆すべきです。

ペルーは、社会的責任をもって、開放的で持続可能な経済の推進に取り組んでいます。ペルーは、経済協力開発機構(OECD)への加盟にむけた取り組みを進めており、世界貿易機関(WTO)や投資紛争の解決に関する国際条約(ICSID)にも加盟しています。また、米国、中国、EUとの間で締結されたものを含む22の自由貿易協定による重要なネットワークを有しています。さらに、アンデス共同体、メルコスール、太平洋同盟、そして、2008年、2016年、2024年にもペルーが議



長を務めるアジア太平洋経済協力会議 (APEC) などの経済統合の枠組みに参加しています。

また、両国は、2012年3月に発効した経済連携協定や「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約 (日・ペルー租税条約)」、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」の締約国であり、これらは、貿易及び我が国への日本の投資に対し、完全な法的安全性を与える二国間の強固な法的枠組みとなるものです。

2022年12月時点のペルーの Country Risk は、196 ベーシスポイント (bp) でした。これは、新興国の平均 (382bp) や地域平均 (446bp)

よりも低い数値です。その結果、我が国は、国際的な専門機関からポジティブな評価を受けています。これらのことから、ペルーは、特に鉱業、通信、金融の分野を中心に持続的な投資の流れを受けており、我が国の現在及び将来は、楽観的な見方をすることができます。また、ペルーには1,100億米ドルにのぼるインフラ格差があり、日本の民間セクターにとって重要な機会となっています。

「Vale un Perú (バレ・ウン・ペルー)」とは、16世紀に広まった言葉で、非常に価値の高いものを表す言葉です。当大使館は、日本語で発表するこの2023年版投資ガイドが、皆様に21世紀のペルーに存在する貿易と投資の大きな可能性を知っていただくためのお役に立てば幸いです。

2023年8月、東京





安永竜夫

日本ペルー経済委員会委員長メッセージ

在日ペルー大使館様が2023年版投資ガイドを発表されるにあたり、日本ペルー経済委員会を代表してご挨拶申し上げます。

民間組織である日本ペルー経済委員会(CEPEJA-Japan)は、ペルー側カウンターパートであるペルー日本経済委員会(CEPEJA-Peru)とともに、両国産業界の密接な関係、友好、相互理解の促進に取り組んでおります。

両委員会は、1993年に第1回日本ペルー経済協議会を東京で開催して以降、既に13回の協議会を開催致しました。これまでの協議会での議論の結果、我々は二国間経済関係強化のため、両国政府に対して様々な提言を行って参りました。両国政府は、2008年に「日・ペルー投資協定」、2011年に「日・ペルー経済連携協定(JPEPA)」、2019年に「日・ペルー租税条約」を締結、2021年には「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」がペルーで発効されました。これらにより、本投資ガイドにもございます通り、ルールに基づく貿易・投資体制が確立、ビジネスを展開する上で予見可能性が一層高まりました。両国政府にはこの場を借りて改めて厚く御礼申し上げます。

さて、私は2021年4月、日本ペルー経済委員会委員長職を拝命致しました。2019年11月、リマで第13回協議会を開催して以降、両委員会はコロナ禍により長らく協議会を開催することができませんでしたが、日本ペルー外交樹立150周年に当たる記念すべき本年、第14回協議会を11月9日に東京で開催することとなりました。

日本ペルー経済協議会においては、今後、両国が密に連携しながら取り組んでいくべき課題について議論していきたいと考えています。地政学リ



スクが高まる中、経済安全保障の強化は喫緊の課題です。世界各地で異常気象現象が多発する中、気候変動対策はもはや先送りできません。レジリエントで持続可能であり、かつ包摂的な社会を実現するためには、科学技術も活用した生産性向上が欠かせません。協議会では、より多くの方々からご意見を伺いたく、皆様の積極的なご参加をお願いいたく存じます。また日本ペルー経済委員会にご加入されていない方は、是非この機にご加入を検討ください。

最後になりましたが、本投資ガイドをお読み頂くと、ペルーがビジネスチャンスに溢れていることがお分かり頂けると思います。本書を通じて、皆様のペルーへのご関心がますます高まり、ペルーとのビジネスが一層拡大されることを期待しております。

2023年8月、東京



目次

	アナ・セシリア・ヘルバシ・ディアス ペルー外務大臣のメッセージ	3
	ロベルト・セミノリオ・ポルトカレロ 駐日ペルー大使のメッセージ	6
	安永竜夫 日本ペルー経済委員会委員長 メッセージ	9
1.	ペルー：強靱な経済	13
2.	日本・ペルーにおける法的枠組み	
	2.1 貿易協定	22
	2.2 日本ペルー経済連携協定	24
	2.3 環太平洋パートナーシップに 関する包括的及び先進的な 協定（CPTPP）	25
	2.4 租税条約	26
3.	ペルーと日本の経済関係	
	3.1 投資分野	28
	3.2 貿易分野	28
4.	プロジェクト投資の枠組み	
	4.1 官民連携（PPP）	43
	4.2 政府間合意に基づく事業（G2G）	45
5.	ペルーでのビジネス経験	
	5.1 ペルー三菱商事会社 ～日本とペルーの 相互発展に向けて～	50
	5.2 日本工営株式会社 ～ペルーにおける事業展開～	57
6.	連絡先	65



1. ペルー: 強靱な経済

- ペルーは、成長と貧困削減の面で、中南米諸国において最も優れた国の一つでしたが、近年は減速していました。
- パンデミックにより、ラテンアメリカで最も深刻な不況に陥りましたが、経済活動は回復に向かっています。
- 2022年、政府当局は、マクロ経済政策の調整を表明しましたが、それは政策立案者にとっては難題でした。

2020年3月下旬、ペルーでは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミックにより、他の中南米諸国よりも厳しい全国的なロックダウンが敷かれ、経済活動は減速しました。厳格かつ長期にわたる強力な防疫措置及び供給制限により、2020年のGDP成長率はマイナス11.1%となり、鉱業、建設業、サービス業を

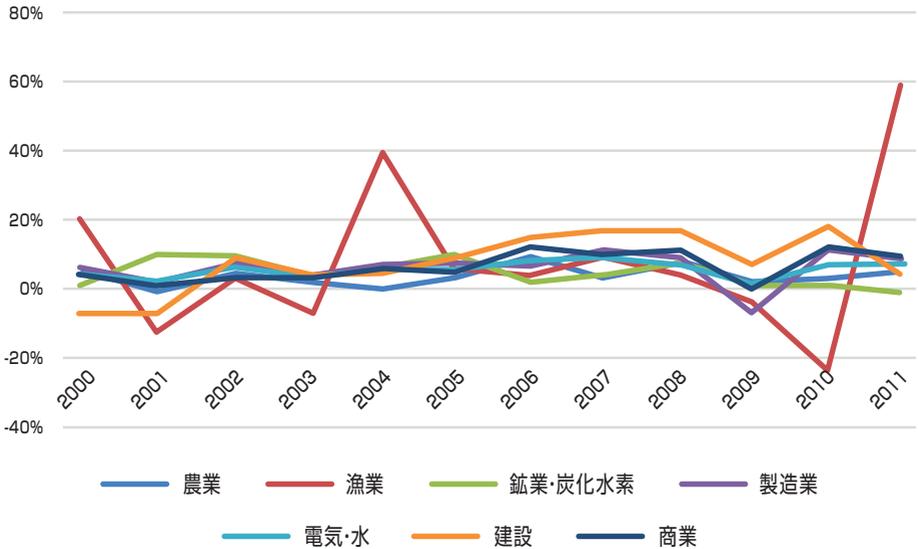
含む生産活動の深刻な破綻につながりました。社会支援プログラムは、必要な支援を提供したものの、脆弱な世帯の所得損失を完全に補うことはできませんでした。¹

2021年には、移動制限の緩和、公共事業の加速的な実施、民間投資プロジェクトの更新などに伴い、生産活動はパンデミック前の水準に回復し、年間13.4%の成長を記録しました。

経済活動の回復は、国内消費と輸出の増加に大きく反映されました。部門別では、建設業、サービス業、製造業が回復を牽引しました。しかし、正規の労働市場については回復は遅々として進みませんでした。

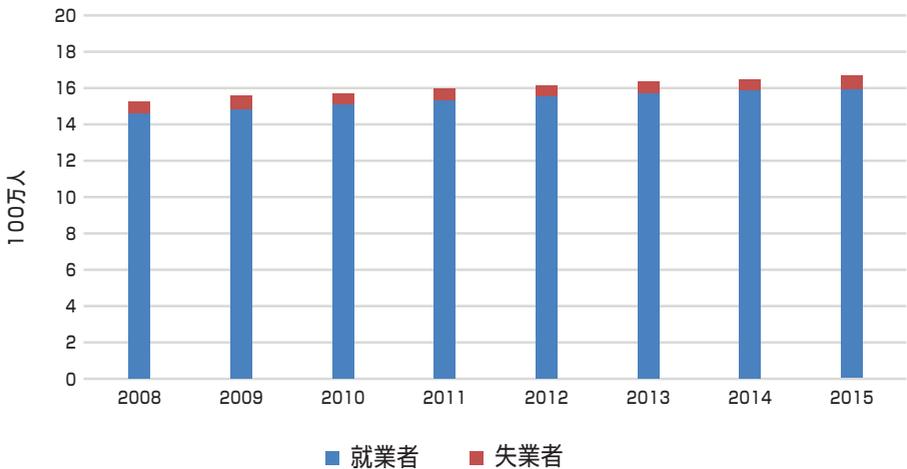
¹ <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2021/03/24/Peru-2021-Article-IV-Consultation-Press-Release-Staff-Report-and-Statement-by-the-Executive-50305>

部門別GDP成長率 (前年比 %)



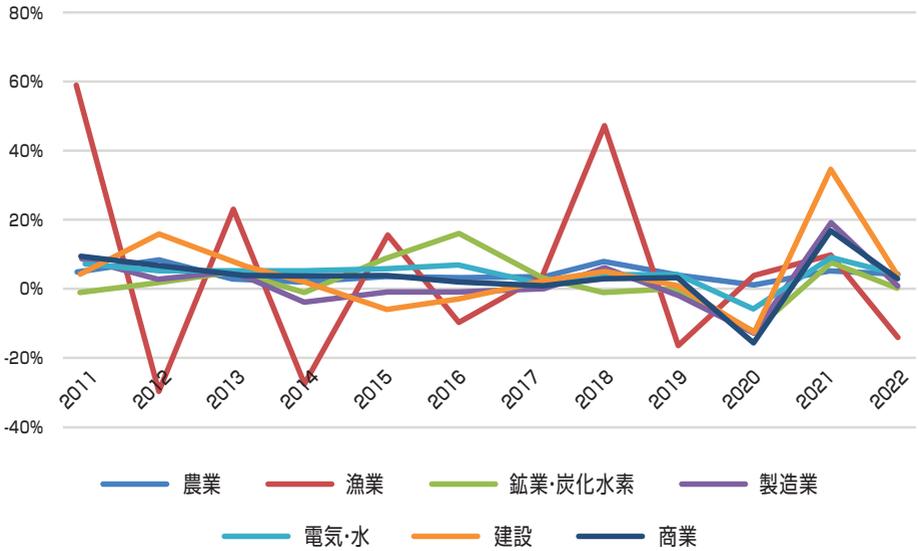
出典:民間投資促進庁 (ProInversión)

経済活動人口推移

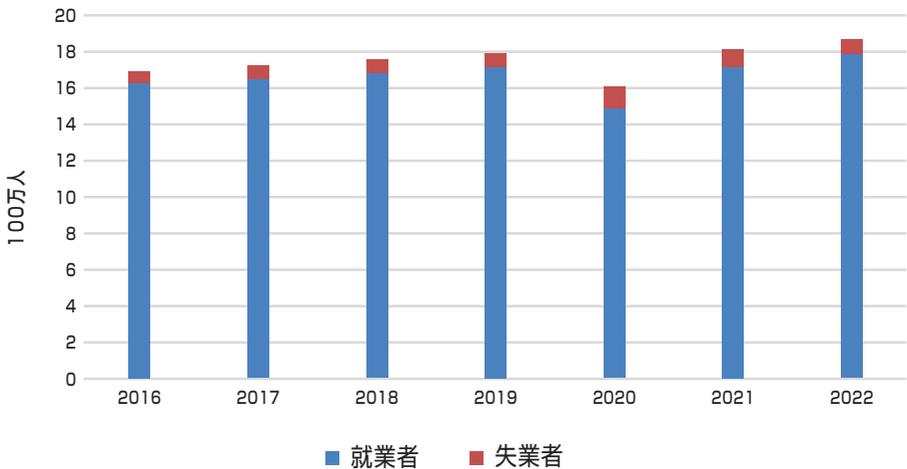


出典:民間投資促進庁 (ProInversión)

部門別GDP成長率 (前年比 %)

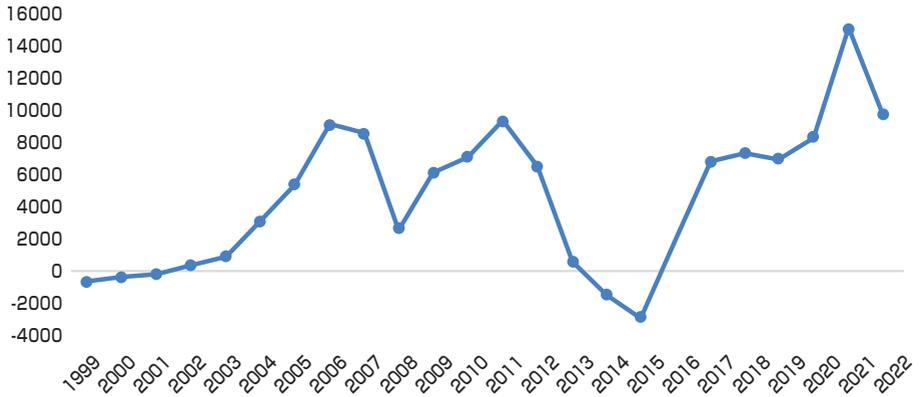


経済活動人口推移



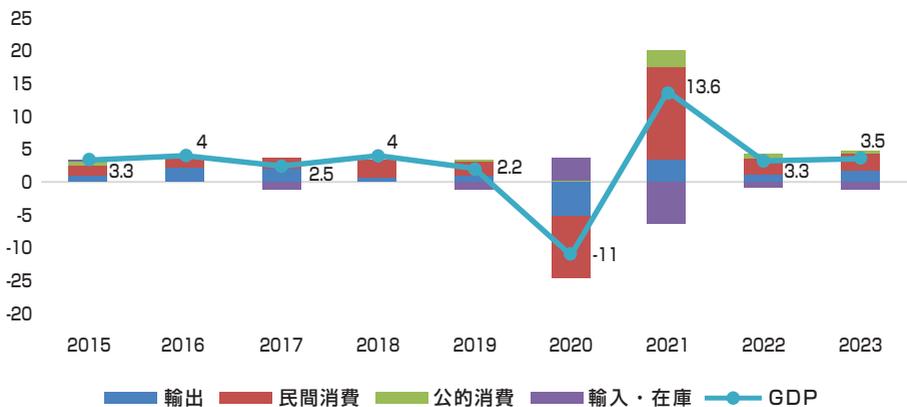


貿易収支FOB価格 (百万米ドル)



出典:民間投資促進庁 (ProInversión)

GDP支出 (前年比 %)



出典:民間投資促進庁 (ProInversión)

インフレ率は、2021年に加速するまで低く安定しており、主に最近の世界的な一次産品価格の上昇、通貨安、2020年の大規模な景気刺激策の遅効性を反映しています。2015年から2020年にかけては、独立した慎重な財政管理に支えられ、インフレ率は平均2.3%でした。

2020年において、拡張的な金融刺激策は、パンデミック初期の数ヶ月間、民間部門の活動を支える上で効果的でした。しかし、インフレ率は2021年後半に上昇し、



世界的な食料・エネルギー価格の上昇、自国通貨の下落、金融刺激策などが主な要因となり、2022年12月には8.6%に達しました。そのため、金融面では、インフレ率が急速に上昇し、期待インフレ率が目標範囲を上回っていることから、ペルーでは金融政策の引き締めが予想されます。





財政面では、ペルーは、短期的には安定した財政状態を維持することが見込まれます。中期的には、政府当局は中期支出戦略の導入を目指し、国の財政基盤を強化するために、財政審議会の運営上の独立性が維持されることが予想されます。²

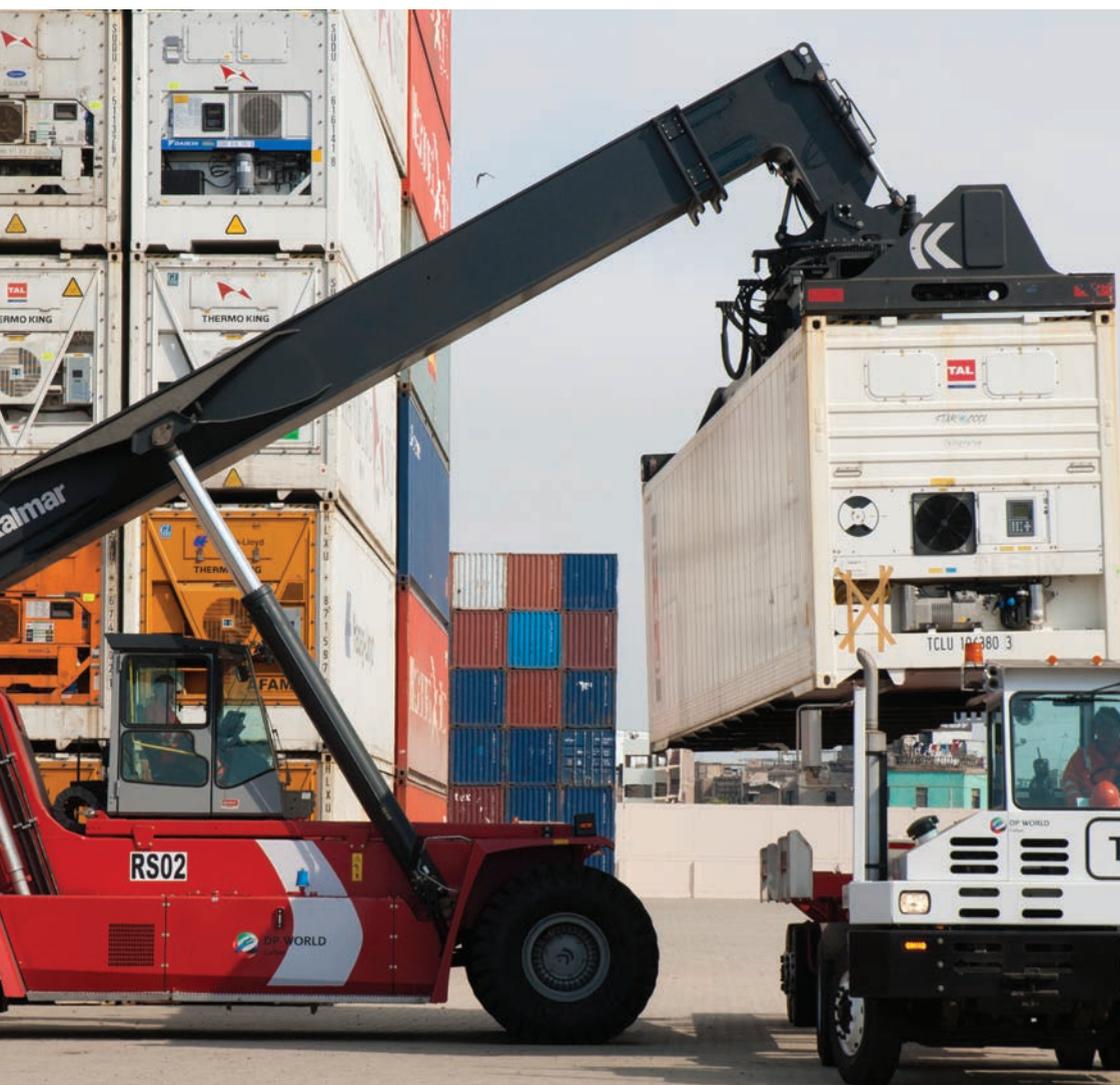
最後に、構造政策の面においては、改革の方針は、公共サービスの提供やデジタル・インフラの整備により、パンデミックによって露呈した脆弱性を軽減することを目的としています。さらに、生産性の向上、非正規雇用の削減、社会的・経済的包摂の促進に向けた取り組みが加速しています。³ また、公共投資の実施能力の向上は、現存する大きなインフラ格差の是正を目指すものです。

² <https://www.gob.pe/institucion/mef/informes-publicaciones/2124513-marco-macroeconomico-multianual-2022-2025-mmm>

³ <https://cf.gob.pe/documentos/reportes-tecnicos/reporte-tecnico-n-002-2022-cf-analisis-del-marco-macroeconomico-multianual-2023-2026/>

2.

日本・ペルーにおける 法的枠組み



2.1 貿易協定

ペルー経済は、世界への進出を非常に重視しており、発展及び包括的な社会の構築に資する、世界市場に対して開放的な戦略を展開してきました。この点で、多国間、地域間及び二国間の貿易協定の締結に前向きな姿勢を維持することは、ペルーの開発戦略を特徴づける一貫した方向性です。

同様に、ペルー経済が参加している貿易協定のネットワークも、技術移転、外国投資の促進、雇用創出のための重要なツールとなっています。これらの協定により、ペルーは、厳しい国際基準を満たした、より付加価値の高い生産チェーンの一部となり、そして、計画、生産設計、物流におけるベストプラクティスにアクセスできるようになり、ペルー経済全体の競争力を高めることができます。

ペルーは、現在までに22の自由貿易協定(FTA)及び経済統合協定(EIA)を締結しています。これらには、アンデス共同体(CAN)、MERCOSUR(南米南部共同市場:メルコスール)、太平洋同盟、欧州自由貿易連合(EFTA)、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、韓国、コスタリカ、キューバ、米国、ホンジュラス、日本、メキシコ、パナマ、英国、シンガポール、タイ、欧州

連合、ベネズエラとの協定、そして、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)が存在します。また、現在、トルコ、インド、エルサルバドル、ニカラグアと同様の協定の交渉しており、中国との貿易協定の見直しについても交渉しています。

さらに、ペルーは、アルゼンチン、オーストラリア、ボリビア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、マレーシア、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ポルトガル、ルーマニア、シンガポール、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、ベルギー・ルクセンブルグ経済連合、英国、ベネズエラとの間で32の二国間投資協定(ビット:BIT)を締結しています。

多国間レベルでは、ペルーは、1995年から世界貿易機関(WTO)に加盟し、1998年にはアジア太平洋経済協力(APEC)の加盟国となりました。また、チリ、コロンビア、メキシコとともに太平洋同盟の創設メンバーでもあります。ラテンアメリカ統合協会(ALADI)の加盟国であり、メルコスール(MERCOSUR)の準加

盟国となっています。また、2022年1月25日、ペルーは経済協力開発機構(OECD)から正式に招かれ、同機構に加盟するための協議を開始しました。同プロセスは、OECD諸国の基準に沿った行政・公共政策改革の導入を意味し、ペルーの経済・社会発展に向けた国家の制度的能力を強化することになります。そして、このような能力開発と制度近代化のプロセスは、やがてペルー経済が外国直接投資にとってさらに魅力的な投資先となり、行政の透明性を強化し、環境を保護することにつながるでしょう。

ペルー経済と世界経済との強い結びつきに加え、ペルーが多国間投資保証機関(MIGA)設立条約に署名していることは、外国人投資家にとっての保証となっています。また、投資家とペルー国家の間で起こり得る紛争を解決するための手段として、世界銀行の「投資紛争の解決に関する国際条約(ICSID)」に署名しています。

また、ペルーは、チリ、カナダ、CAN、ブラジル、メキシコ、韓国、スイス、ポルトガルとそれぞれ租税条約を締結していることも特筆されます。特に、日本との租税条約締結(2019年)は重要であり、2022年1月1日から適用されています。



2.2 日本ペルー経済連携協定

2011年5月31日、ペルーと日本の間で経済連携協定が署名されました。2012年3月に発効して以来、同協定により、コーヒー、アスパラガス、サチャインチ、イカ、魚油、銅、鉛、亜鉛、紫トウモロコシ、クスコ産ジャイアントコーン、メカジキなどのペルー産品が日本市場に関税上の特恵待遇を受けて参入できるようになりました。

なお、2021年、日本はペルーにとって輸出相手国第4位となり、輸出総額は、鉱物や農産物を中心に28億2,600万米ドルでした。

ペルーからの輸出機会

- ペルーと日本は、開放的な貿易政策が国の経済成長にとって鍵となる要素である見解を共有している。
- 日本は、1人当たりの所得が42,235米ドル(2020年)に達する世界第3位の経済大国であり、ペルーと日本には重要な投資・ビジネスチャンスがある。
- 経済的補完性:日本は、世界第4位の輸入国である(2020年)。6,340億米ドル。

- 経済連携協定に加え、APECやCPTPPといった経済統合協定を共有している。

商品のアクセス

- 貿易協定は、日本がペルーと競合する他国と締結した協定によって発生した貿易流出を低減する。
- 日本は、関税品目の88%について関税の全面的な軽減を提供している。
- マンゴー、柑橘類、コーヒー、アスパラガス、サチャインチ、イカ、魚油、銅、鉛、亜鉛、紫トウモロコシ、クスコ産ジャイアントコーン、メカジキ等のペルーの関心の高い産品は、特恵待遇を受けて日本市場に参入している。
- ペルーでは、自動車、コンピューター、テレビ、各種電子機器等、日本が関心を寄せる製品について、即時及び5年間の減税措置がとられている。



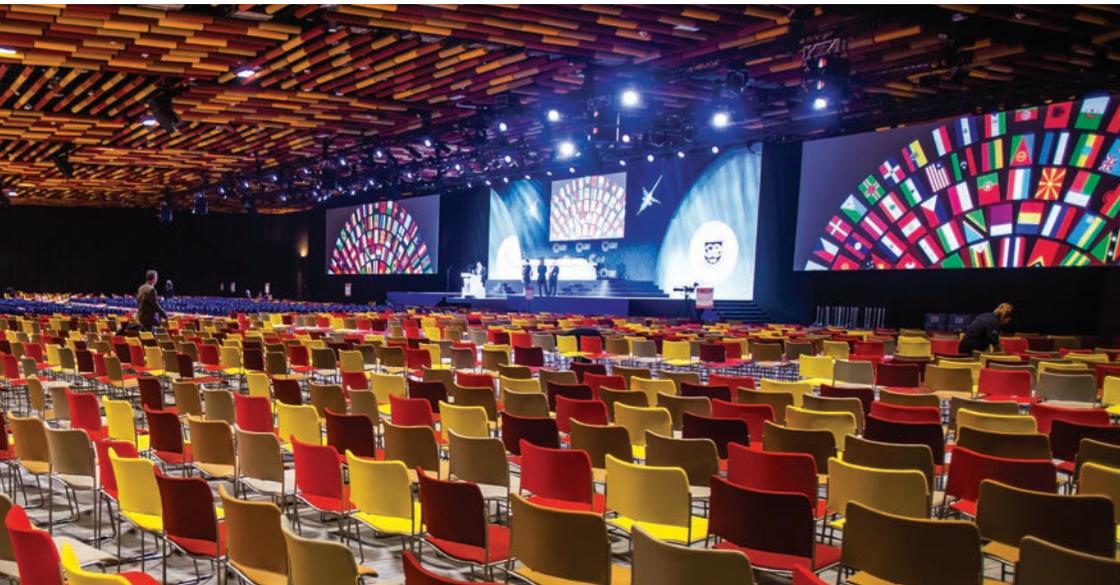
2.3 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)

CPTPPは、2018年3月8日にチリのサンティアゴで署名され、オーストラリア、カナダ、日本、メキシコ、ニュージーランド、シンガポールについては、2018年12月30日に発効しました。ペルーについては、2021年7月に最高令第042-2021-RE号により批准され、同年9月19日に発効しました。

CPTPPは、EPAで達成されたメリットをさらに深化させたものです。つまり、日本との二国間協定では88%が対象になっているのに対して、CPTPPでは98%のペルー産品が特恵関税で日本に入ることができるのです。そのため、ペルーと日本の企業がグローバルなバリューチェーンに参入するため

の重要な機会を提供します。CPTPPによって関税撤廃の恩恵を受け、加盟11か国間で資本蓄積が可能になるためです。これは、我が国が締結したどの二国間FTAでも得られない利点です。

また、CPTPPによって、ペルーにおける日本の投資は、例えば、通信、サービス、エネルギー分野など多様化することができます。同様に、経済における女性の役割を強化するための共同活動を行う機会や、教育、科学技術、研究、イノベーションを最大限に活用するためのプログラムを展開する機会が創出され、ペルーにおける競争力の向上、雇用創出、貿易・投資の拡大が可能になります。





2.4 租税条約

2019年11月18日、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約(日・ペルー租税条約)」が署名され、2022年1月1日から適用されています。

日・ペルー租税条約の主な条項

- 事業利得(第7条):源泉地国は、企業がその国に所在する恒久的施設(PE)を通じてその国で活動を行い、所得がそのPEに帰属する場合にのみ、この種の所得に課税できることとする。
- 配当(第10条):課税権は分配される。ただし、源泉地国において課される租税は、配当総額の10%を超えることはできない。
- 利子(第11条):課税権は分配される。ただし、源泉地国において課される租税は、利子総額の10%を超えることはできない。
- 使用料(第12条):課税権は分配される。ただし、源泉地国で納付する税金は、使用料総額の15%を超えることはできない。

3.

ペルーと 日本の 経済関係



3.1 投資分野

日本銀行(BOJ)によると、2022年における日本の対ペルー投資は、以下の金額に達しました。

対ペルー外国直接投資(FDI)		
分野	FDI額 2021年(円)	FDI額 2022年(円)
製造業	681 百万	1,448 百万
非製造業 (全体)	71,484 百万	105,188 百万
非製造業 (鉱業)	69,077 百万	99,151 百万
非製造業 (卸売・小売)	2,391 百万	5,560 百万

3.2 貿易分野

日本は、ペルーにとって世界第3位の輸出先国であり、第4位の貿易相手国です。EPAやCPTPPは、農水産部門におけるペルーから日本への輸出を大幅に増加させるための幅広い機会をもたらし、主に鉱物資源、燃料、魚粉、イカ、アボカドなどの製品に集中しています。また、2021年に「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約(租税条約)」が発効し、二国間貿易と投資のための安定性と信頼性のある法的枠組みができたことも忘れてはなりません。

2022年12月時点の公式統計によると、ペルーと日本の貿易は、引き続き持続的なペースで進展しています。好調な貿易収支は、伝統産品、特に石油及びガスの輸出によるところが大きいと言えます。鉱業輸出もその水準を維持し、農業部門は非常に大きな伸びを示しました。

主な輸出品は、銅及び銅精鉱、ガソリン、ガス、亜鉛鉱でした。非伝統産品の輸出では、水産業と農業が特に活発でした。繊維部門は、少ないながらも成長が見られました。

コーヒー、アボカド、アスパラガスの輸出は、大変注目を集めました。この他、多い順にマンゴー、バナナが続いています。水産業では、コウイカ、マス、イカの輸出が同市場で大きな進展を見せました。

2022年の輸入に関しては、製鉄、化学、衣料、木材の各部門の製品が多くを占めました。後掲の品目別ランキングでは、タイヤ、ディーゼル又はセミ

ディーゼルエンジン搭載の車両、圧延製品、セメントクリンカーといった特に重要な品目について具体的に説明しています。

近年では、ハスアボカド(2015年)、温州みかん「サツマ」(2018年)の日本向け輸出が可能になり、これらの品目の輸出額は年間5,000万米ドルを超えています。また、2023年初め(3月)には、テーブルグレープ

ペルーと日本の貿易

(単位:千米ドル)

	2012	2013	2014	2015
輸出 (FOB)	2,576,260.2	2,226,721.5	1,580,246.3	1,118,559.0
輸出 (CIF)	1,501,047.3	1,437,589.0	1,105,722.3	1,069,267.6
収支	1,075,212.9	789,132.5	474,524.0	49,291.3
貿易	4,077,307.5	3,664,310.5	2,685,968.6	2,187,826.6
	2016	2017	2018	2019
輸出 (FOB)	1,262,586.1	1,878,733.5	2,175,155.1	1,975,963.9
輸出 (CIF)	1,033,911.0	1,030,091.8	1,055,543.5	1,070,570.5
収支	228,675.1	848,641.7	1,119,611.6	905,393.4
貿易	2,296,497.1	2,908,825.2	3,230,698.7	3,046,534.5
	2020	2021	2022*	
輸出 (FOB)	1,873,911.6	2,932,742.8	3,092,099.2	
輸出 (CIF)	726,193.4	1,028,517.6	1,094,418.2	
収支	1,147,718.2	1,904,225.2	1,997,680.9	
貿易	2,600,104.9	3,961,260.5	4,186,517.4	

2022*: 期間 (1月~12月) | 出典: 税務監督庁 (SUNAT)

(食用ぶどう)についても、競争の激しい日本向け輸出が解禁されました。周知のように、ぶどうはペルーの農業の中でも5番目に重要な品目です。ペルー産ぶどうは、米国(29%)、オランダ(13%)、中国(12%)、香港(11%)、英国(6%)、カナダ並びにタイ(4%)、韓国並びにロシア(3%)、コロンビア(2%)、その他(13%)など70以上の国・地域に輸出されています。

日本の食品市場は自給率の低さが特徴的で、世界第3位の経済大国であるにもかかわらず、食料自給率はわずか37%(2021年)であり、これは、ペルーの農水産物にとって重要かつ貴重な機会であることは特筆すべきです。同様に、EPAやCPTPPは、ペルーの農水産部門が日本への輸出を大幅に増大させる幅広い機会をもたらします。2019年から2022年にかけて、伝統的農業(252.3%)、非伝統的農業(26.7%)、水産業(35.3%)の製品の輸出が持続的に増加したことは特に重要です。

分野	2018
合計	2,175.155
伝統製品合計	1,999.229
伝統的鉱業	1,680.621
石油・天然ガス	227.165
伝統的水産業	77.765
伝統的農業	13.678
非伝統製品合計	175.926
水産業	71.918
農産品・農産加工品	66.396
衣料品	9.761
製鉄・冶金	17.159
非金属鉱業	0.445
その他	3.096
化学製品	3.715
繊維	3.216
金属・機械	0.220
木材	0.000

ペルーから日本への輸出（1月～12月）

（百万米ドルFOB）

2021	2022	前年比 (%) 2021 - 2022	構成比 (%) 2022	前年比平均 (%) 2018 - 2022
2,932.743	3,092.099	5.43%	100.0%	9.19%
2,744.912	2,848.489	3.77%	92.12%	9.25%
1,685.400	1,667.505	-1.06%	53.93%	-0.2%
962.114	1,064.172	10.61%	34.42%	47.12%
85.064	85.093	0.03%	2.75%	2.28%
12.334	31.719	157.17%	1.03%	23.4%
187.831	243.610	29.7%	7.88%	8.48%
74.279	114.745	54.48%	3.71%	12.39%
86.573	92.979	7.4%	3.01%	8.78%
9.072	10.248	12.96%	0.33%	1.23%
8.576	9.802	14.29%	0.32%	-13.06%
0.468	7.578	1519.5%	0.25%	103.17%
3.896	3.159	-18.91%	0.1%	0.51%
2.517	3.045	20.99%	0.1%	-4.85%
2.288	1.711	-25.22%	0.06%	-14.6%
0.161	0.339	111.23%	0.01%	11.45%
0.002	0.003	42.94%	0.0%	109.17%

作成者:ADEX DATA TRADE | 出典: 税務監督庁(SUNAT)

日本への輸出品目別順位（2022年1月～12月）

順位	品名
1	銅鉱(精鉱を含む。)
2	その他のガソリン(テトラエチル鉛を含まないもの)
3	液化天然ガス
4	その他の亜鉛鉱(精鉱を含む。)
5	すず(合金を除く。)
6	魚の粉、ミール及びペレット(脂肪分が全重量の2%を超えるもの)
7	鉄鉱(精鉱を含む。凝結させていないもの)
8	いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの。冷凍したもの)
9	その他のコーヒー(カフェインを除いていないもの。いったものを除く。)
10	亜鉛(合金を除く。亜鉛の含有量が全重量の99.99%以上のもの)
11	アボカド(生鮮のもの又は乾燥したもの)
12	魚の肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたもの)
13	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミクス、オンコルヒュンクス・ワラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)
14	銀鉱(精鉱を含む。)
15	アスパラガス
16	亜鉛(合金を除く。亜鉛の含有量が全重量の99.99%未満のもの)
17	魚の油脂及びその分別物(肝油を除く。)
18	魚の油脂及びその分別物(精製したもの。肝油を除く。)
19	鉛鉱(精鉱を含む。)
20	亜鉛鉱(精鉱を含む。)
	その他

作成者: ADEX DATA TRADE | 出典: 税務監督庁(SUNAT)

品目番号	千米ドル(FOB)
合計	3,092,099
2603000000	1,278,043
2710121900	751,357
2711110000	312,815
2608000090	162,962
8001100000	91,771
2301201100	67,987
2601110000	67,140
0307430000	32,859
0901119000	31,654
7901110000	31,440
0804400000	26,716
0305200000	25,548
0304820000	24,519
2616100000	19,072
0710801000	11,785
7901120000	9,162
1504201000	8,855
1504209000	8,251
2607000000	8,059
2608000010	7,635
	114,470





順位	RUC
合計	
1	20170072465
2	20304177552
3	20506342563
4	20137913250
5	20507828915
6	20100136741
7	20538428524
8	20330262428
9	20100147514
10	20100142989
11	20100120314
12	20524489300
13	20114915026
14	20261677955
15	20131495006
16	20100971772
17	20517355951
18	20192779333
19	20507285105
20	20553621659

日本への輸出企業別順位（2022年1月～12月）

企業	千米ドル (FOB)
	3,092,099
SOCIEDAD MINERA CERRO VERDE S.A.A.	861,529
PLUSPETROL PERU CORPORATION S.A.	751,357
PERU LNG S.R.L.	312,815
ANGLO AMERICAN QUELLAVECO S.A.	120,068
GOLD FIELDS LA CIMA S.A.	98,483
MINSUR S.A.	91,771
MINERA LAS BAMBAS S.A.	85,910
COMPANIA MINERA ANTAMINA S.A	68,355
SOUTHERN PERU COPPER CORPORATION	67,558
SHOUGANG HIERRO PERU S.A.A.	67,140
CIA MINERA SANTA LUISA S A	55,724
GLENCORE PERU S.A.C.	54,293
COMPAÑIA MINERA ANTAPACCA Y S.A.	45,449
VOTORANTIM METAIS - CAJAMARQUILLA S.A.	40,295
PERALES HUANCARUNA S.A.C. "PERHUSAC"	24,017
TECNOLOGICA DE ALIMENTOS S.A.	19,872
MEGA PESCA SA	14,374
COMPANIA MINERA ARES S.A.C.	14,239
NIPPON SUISAN AMERICA LATINA PERU S.A.	13,729
MAR ANDINO PERU SAC	13,282
その他	271,837



日本からペルーへの輸入(1月~12月)

分野	2018	2021
合計	1,055.544	1,028.518
伝統産品合計	57.580	95.141
石油・天然ガス	57.330	94.849
伝統的鉱業	0.244	0.284
伝統的農業	0.006	0.008
非伝統産品合計	997.964	933.376
金属・機械	679.243	600.149
化学製品	151.526	172.849
製鉄・冶金	119.043	108.341
非金属鉱業	7.495	19.778
その他	36.681	28.714
繊維	2.686	2.309
農産品・農産加工品	0.841	1.219
水産業	0.416	0.000
衣料品	0.019	0.011
木材	0.012	0.007

作成者: ADEX DATA TRADE | 出典: 税務監督庁(SUNAT)



(百万米ドル CIF)

2022	前年比(%) 2021 - 2022	構成比(%) 2022	前年比平均(%) 2018 - 2022
1,094.418	6.41%	100.0%	0.91%
2.119	-97.77%	0.19%	-56.2%
1.770	-98.13%	0.16%	-58.08%
0.340	19.67%	0.03%	8.65%
0.009	16.29%	0.0%	13.33%
1,092.299	17.03%	99.81%	2.28%
651.052	8.48%	59.49%	-1.05%
199.839	15.62%	18.26%	7.16%
168.864	55.86%	15.43%	9.13%
37.640	90.31%	3.44%	49.7%
31.168	8.55%	2.85%	-3.99%
2.457	6.42%	0.22%	-2.2%
1.129	-7.37%	0.1%	7.62%
0.121	0.0%	0.01%	-26.59%
0.020	85.13%	0.0%	0.14%
0.008	25.95%	0.0%	-8.71%

日本からの輸入品目別順位（2022年1月～12月）

順位	品名
1	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの)
2	貨物自動車(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジンを搭載したもの。車両総重量が6.2トンを超え9.3トン以下のもの)
3	貨物自動車(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジンを搭載したもの。車両総重量が9.3トンを超え20トン以下のもの)
4	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(厚さが0.5mm未満のもの)
5	その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの。シリンダー容積が1,500cm ³ を超え3,000cm ³ 以下のもの)
6	クロスカントリー(4輪駆動)車(ガソリンエンジンを搭載したもの。シリンダー容積が1,500cm ³ を超え3,000cm ³ 以下のもの)
7	セメントクリンカー
8	その他のフラットロール製品(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く)。めっき又は被覆したものを除く)
9	機械(上部構造が360度回転するもの)
10	その他のプリンター、複写機又はFAX(結合してあるかないかを問わない。)の部分品及び付属品
11	クロスカントリー(4輪駆動)車(ガソリンエンジンを搭載したもの。シリンダー容積が3,000cm ³ を超えるもの)
12	16人以下の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車(ディーゼルエンジンを搭載したもの)
13	ブルドーザー及びアングルドドーザー(無限軌道式のもの)
14	その他のフラットロール製品(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く)。めっき又は被覆したものを除く。厚さが1.8mm以下のもの)
15	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クロム又はクロムの酸化物を被覆したもの)
16	粒状スラグ(スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。)
17	その他の合金鋼の製品(熱間圧延をしたもので、巻いてないもの。幅が600mm以上のもの)
18	玉軸受
19	その他の自走式トラック
20	貨物自動車(ディーゼルエンジンを搭載したもの。車両総重量が20トンを超えるもの)
	その他

品目番号	千米ドル (FOB)
合計	1,094,418
4011800000	121,206
8704222000	67,546
8704229000	56,672
7210120000	56,423
8703239020	50,434
8703231000	38,819
2523100000	33,826
7208399900	33,128
8429520000	29,266
8443990000	24,869
8703241000	19,904
8702101000	19,746
8429110000	18,370
7208399100	16,580
7210500000	15,505
2618000000	13,695
7225400000	12,695
8482100000	12,171
8427200000	11,153
8704230000	10,691
	431,718





順位	RUC
	合計
1	20517056708
2	20100132592
3	20302241598
4	20261126568
5	20430500521
6	20344877158
7	20100190797
8	20471744493
9	20602458491
10	20433469039
11	20100166811
12	20392995006
13	20419387658
14	20505506481
15	20170072465
16	20123053037
17	20543847420
18	20504312403
19	20515100548
20	20402885549

日本からの輸入企業別順位（2022年1月～12月）

企業	千米ドル (CIF)
	1,094,418
BRIDGESTONE OFF THE ROAD TIRE PERU S.A.C.	124,318
TOYOTA DEL PERU S A	116,986
KOMATSU-MITSUI MAQUINARIAS PERU S.A.	78,846
GENERAL MOTORS PERU S A	70,027
MC AUTOS DEL PERU S.A.	46,130
DERCO PERU S.A.	37,466
Gloria S.A.	36,898
CALIZA CEMENTO INCA S.A.	26,108
NISSAN PERU S.A.C.	24,936
INDUMOTORA DEL PERU S.A.	23,502
METALPREN S.A	20,546
ZAMINE SERVICE PERU SAC	19,505
CEMENTOS PACASMAYO S.A.A.	16,616
PRECOR S.A.	14,051
SOCIEDAD MINERA CERRO VERDE S.A.A.	12,788
COMPUDISKETT S R L	12,345
MIROMINA S.A.	11,184
NIPRO MEDICAL CORPORATION SUCURSAL DEL PERU	10,301
MAKITA PERU SOCIEDAD ANONIMA - MAKITA PERU S.A.	10,068
EMPRESA SIDERURGICA DEL PERU S.A.A.	9,946
その他	371,850

作成者: ADEX DATA TRADE | 出典: 税務監督庁(SUNAT)

4.

プロジェクト投資の枠組み





4.1 官民連携 (Public Private Partnership: PPP)

官民連携とは

ペルーにおいては、立法令第1362号第20条に基づき、官民連携(PPP)とは、一つの民間投資参加の方式で、国が介在する長期契約により、公的機関や1組以上の民間投資家を通じて、リスクと資源を分配し、公共インフラ事業や公共サービスを実施し、利用者に最適なサービスのレベルを保証するものです。

この方式では、行われた投資のオーナーシップは、プロジェクトの性質や範囲、それぞれの契約の定めるところに応じて、国に維持、返還、譲渡されることが可能です。官民連携は、コンセッション、運営・保守、管理、また、法律で認められたその他の契約形態をとることができます。



出所による分類

a) 国家イニシアティブ (Iniciativa Estatal: IE)

省庁や地方自治体、または、法律により権限を付与され、立法令第1362号第6条に記載されているその他の公的機関の主導で行われるPPPプロジェクトのこと。これらの団体は、潜在的なニーズを特定し、それを満たすことができるプロジェクトを立案します。total: IE)

b) 民間イニシアティブ (Iniciativa Privada: IP)

立法令第1362号の規則第45条の規定に基づき、国内外の民間セクター、そのコンソーシアム、または、自然人と法人によるコンソーシアムの主導によって発生するPPPプロジェクトのこと。民間イニシアティブは、権利放棄請求の性格を有します。したがって、提案者の権利は、民間投資促進機関 (Organismo Promotor de la Inversión Privada: OPIP) に民間イニシアティブを提出することにより消滅します。

出資できるプロジェクト

国の規則のもと、PPP方式で実施できるプロジェクトは次の通りです。

- 公共インフラ全般
- 公共サービス
- 国家が必要とする公共インフラ及び公共サービス
- 応用研究プロジェクト
- 技術革新プロジェクト

ペルーにおけるPPP投資事業

PPP方式で実施される投資プロジェクトは以下の通りです。

年	事業数	投資額 (百万米ドル)
2023	09	3,095
2024	19	6,041
合計		9,136

投資促進庁 (PROINVERSION) が管理するプロジェクトは、「競争力のための持続可能なインフラ国家計画 2022-2025」に含まれています。したがって、その実施には、最適な発展を保証する技術的及び予算的なサポートが伴います。



4.2 政府間合意に基づく事業 (G2G)

- 2つの政府が発注者と受注者として、政府間合意に基づく契約を結び、一方が、経験と透明性を有する他方に、インフラ事業の実施、専門的な業務や技術コンサルティングの提供を求めめるものです。
- その重要な要素の一つは、発注国が将来的に同様の大型プロジェクトを実施することができる技術的・物流的能力を確保するための「知識(ノウハウ)の移転」です。
- 資金調達は、発注国が負担します。
- G2Gにおいて共通する業務内容は、専門的な技術支援、知識の移転、そして、一般的に、プロジェクト・マネジメント・オフィス(Project Management Office: PMO)を通じたプロジェクト管理であり、契約相手国(受注国)により提案され、発注国が報酬を支払います。
- ペルーの各セクターは、それぞれのインフラ工事に対し、G2G方式によるものとするか、通常の入札として設定するか、妥当性を判断します。現在までのところ、G2Gを規制する均一的な制度的枠組みは存在しません。



- G2Gは、対象となるプロジェクトの緊急性、技術的・物流的な複雑性に対応する特殊なケースと言えます。
- G2Gの契約相手国は、自国政府機関、外局・付属機関、国内外の公的又は民間企業を通じて契約を行います。
- 外国政府は、工事の実施に係る全ての調査や、工事の実施・監督を行う企業との契約等を担当することになります。
- その意味で、外国政府は、契約で定められた責務を果たすために選定した企業の集合体とともに、工事の実施に係る以下の包括的な助言を提供することを約束します。
 - a) 作業計画を作成し、現状を診断する。
 - b) 実施されるプロジェクトのコスト及び納期を最適化するための管理上の改善を行う。
 - c) 契約管理を行う。
- G2Gは、国際貿易の規則及び国際法の規範と原則の範囲内で規制されます。
- G2Gは、国家契約法(法律第30255号)の範囲外です。ただし、同法の最終補足条項第21条において、独自の(sui generis)ケースとして定められています。
- G2G契約は、該当する部門の責任者が署名した最高令によって承認されます。

ペルーで締結されたG2G

- ペルーにおける最初のG2Gは、2017年に英国と締結した2019年パンアメリカン競技大会及びパラパンアメリカン競技大会の実施に関する契約でした。
- 変革を伴う復興庁(ARCC)は、2020年に北部の変革を伴う復興に係るG2Gを英国と締結しました。
- 運輸通信省(MTC)は、2021年に新中央幹線道路及びサンタ・ロサ高速道路建設に関するG2Gをフランスと、2019年にクスコのチンチェロ空港建設に関するコンサルティングに係るG2Gを韓国と締結しました。
- 保健省(MINSA)は、2020年にリマのセルヒオ・ベルナレス病院及びクスコのアントニオ・ロレナ病院の建設に関するG2Gをフランスと締結しました。
- 教育省(MINEDU)は、2021年に75の独立200周年記念学校の建設に関するG2Gを英国と締結しました。

5. ペルーでの ビジネス経験





5.1 ペルー三菱商事会社 ～日本とペルーの相互発展に向けて～

天然資源に乏しい日本にとってペルーは重要な資源投資・輸入先国の一つであり、取り分け、銅を始めとするペルーの豊富な金属資源はカーボンニュートラル社会の実現に向けて必要不可欠な資源です。当社のペルーに於ける主要事業も金属資源であり、ケジャベコ(年間銅生産量30万トン程度／当社出資比率40%)・アンタミナ(年間銅生産量40万トン程度／当社出資比率10%)というペルーを代表する銅鉱山に資本参加を行っています。当社のペルーの金属資源に於ける事業活動は長い歴史を有し、1950年代に日本の需要家向けにペルーの銅鉱石・銅精鉱・鉄鉱石・鉛鉱石等の輸入を開始した後、1970年代にはペルーの銅事業に対する融資・銅資源の探査も手掛けました。この様な長年に亘る事業活動を通じて蓄積されたペルーの投資環境・金属資源に関する知見が1999年のアンタミナ資本参画並びに2012年のケジャベコ資本参画(2012年にIFCよりプロジェクト権益の18.1%を取得。その後、2018年にアングロアメリカン社よりプロジェクト権益の21.9%を追加取得)に繋がって行きました。現在、ペルーに対する直接投資額は金属資源を中心として約2,500億円(2021年度末時点)に

上っており、これは当社にとって世界で十指に入る規模となります。

尚、事業期間が数十年にも及び金属資源事業に於いては、ステークホルダーとの信頼・協力関係の構築が極めて重要です。ケジャベコが約4年に亘るプロジェクト開発期間にコロナ禍を含め様々な問題に直面しつつも無事に商業生産を開始(2022年9月)することが出来たのは、ペルーの中央政府・州政府・地域コミュニティを始めとするステークホルダーの皆様のご支援・ご協力に依るところが大きいと考えています。ステークホルダーの皆様にはこの場を借りて改めて心よりお礼申し上げます。当社と致しましても、事業を通じて社会のニーズやステークホルダーの皆様の期待に応え、経済価値・社会価値・環境価値の三価値を同時実現することによって、ホスト国であるペルーと共に持続的成長を目指したいと強く願っています。勿論、長期に亘ってペルーに於いて事業活動を行わせて戴くに当たっては、良い時期だけではなく難しい時期もあると思います。過去にも、1960年代後半のペルー政府による対外債務繰り延べ要請、1980年代後半から1990年代初頭に掛けてのハイパー





インフレ、1990年代の反政府ゲリラ活動、等、によって当社の事業活動が大きな影響を受けた時期がありました。然し、ペルーに限らず、ホスト国に真の意味で根差した事業活動を行う為には、中長期的な視野に立った上で、良い時期だけでなく難しい時期にもコミットメントを失わず、ホスト国と共に困難を乗り越えて行くといった姿勢が重要だと信じています。

さて、ペルーは金属資源以外にも社会課題に対応する為に不可欠な資源を豊富に有しています。カーボンニュートラル社会に於いて産業競争力を左右する一要素となり得る再生可能エネルギーは、世界有数のコスト競争力を持つのみならず、電力容量拡張余地も大きいと見ています。将来的に有望なグリーン水素の供給地となる潜在性も秘めていると思います。又、国土の60%を熱帯雨林地帯が占めることから豊富な森林資源を有しており、カーボクレジット市場に於いても強みを発揮し得る可能性があります。更に世界人口の増大に伴い資源としての重要性が更に増すと考えられる農畜水産物資源も豊富に有しています。一方、ペルーにとっての課題の一つは、掛かる資源のポテンシャルを最大限に活用する為の技術・人材・ノウハウ等が未だ充分とは言えないところにあるのではないかと感じています。この

点、日本とペルーは相互補完関係にあるとも言え、当社としてもビジネスを介して貢献し得る分野があると思っています。

又、ペルーに於いては、人口ボーナス期が2040年前後迄継続し、その間人口は現在の33百万人から40百万人強迄増加すると共に、年間3%前後(実質)のGDP成長率が期待し得ると見ています。中長期的な人口増加・経済成長に伴い、国内消費が有望な市場となることはもとより、インフラギャップの解消に向けてインフラ市場の拡大・成長が見込まれます。当社はペルー向けの鉄鋼製品・自動車・化学品・食品他の輸出に直接的乃至は間接的に係わっていますが、未だペルーの個人消費市場・インフラ市場の成長に見合った事業展開が出来ているとは言い難く、この点は当社にとっての課題の一つと捉えています。更に、ペルーが持続的成長を達成する為には、人口ボーナス期が終了する迄に労働集約型の産業構造から高付加価値型の産業構造への転換を果たすことが極めて重要な課題となることが予見されます。その際には、産業構造の高度化・多様化、各種制度の整備、人的資源の育成、技術イノベーションの促進、生産資源の有効活用、等、が必要になって来ると思います。これ等の点に付いても、既に産業構造の転換を経験して

いる当社を含む日本企業がビジネスを介して貢献し得る分野があるのではないかと考えています。

嘗て、日本の高度経済成長期（1955年頃～1974年頃）に於いてペルーを含む南米は「遠くて近い地域・国」と称されていました。物理的には遠い（東京ーリマ間 15,500km、東京ーワシントンD.C. 間 10,900km、東京ーロンドン間 9,600km）ものの経済的關係上は近い地域・国という意味です。取り分け、日本の高度経済成長を支えて来た第2次産業にとって南米からの原料供給は欠かせないものでした。言い換えると日本はペルーを始めとする南米に高度経済成長を支えて戴いたとも言えます。その後時代が移り、日本の産業の中心が第3次産業にシフトするにつれて、日本と南米の経済的な結び付きが若干弱まっている感があります。然し、本稿にて何度も触れさせて戴いている通り、当社を含む日本企業がペルーを含む南米に於いてビジネスを介して貢献し得る分野は今も数多くあるとの認識に至っています。当社と致しましても、上述のペルーが強みを持つ資源や有望市場を中心に社会のニーズを汲みつつ業容を拡大することを通じて、日本とペルーの経済的な結び付きの強化に向けて少しでもお役に立てればと思っています。

最後になりますが、日本とペルー間での投資を含む経済活動の更なる活性化の為には、お互いの価値観や文化を深く理解することを通じた二国間の友好関係・信頼関係の一層の強化も重要であると思っています。日本とペルーは自由・民主主義・基本的人権・法の支配・市場経済といった普遍的価値を共有しています。加えて、ペルーはブラジル・米国に続いて世界で3番目に日系人が多いこともあり、日本文化に対する理解の土壌があります。日本に於いてもマチュピチュやナスカの地上絵等は非常に人気の高い観光地ですし、昨今ではペルー料理の人気も高まっているそうです。ホスト国であるペルーにて事業を営ませて戴いている当社と致しましては、単に経済活動に従事するのみならず、日本とペルー間での価値観や文化の相互理解の深化に向けた橋渡しの役割を担う責務も負っていると思っています。本年は日本・ペルー外交関係樹立150周年という節目の年となります。二国間の外交関係は勿論のこと経済関係の強化に向けた機会となることを心より祈念致します。

ペルー三菱商會社
社長 田中康晴







5.2 日本工営株式会社 ～ペルーにおける事業展開～

当社は建設コンサルティング企業として、社会資本を整備する行政機関、国際機関などの事業主に対し、調査、計画立案、設計、施工監理、運営管理などの業務を行っています。加えて、建築分野から都市開発にアプローチする都市空間事業、電力・電気設備に係る総合的なサービスを提供するエネルギー事業も展開し、世界各国の国づくりの一翼を担っています。1946年に設立後、160以上の国と地域でプロジェクトを実施してきました。中南米にはパナマを地域統括として全9か所の拠点があり、ペルーではリマに事務所を設けています。

当社が初めてペルーでプロジェクトを実施したのは1976年に遡ります。以後約20年間、水資源・地下水開発に係る案件（ビスカチャス高原の地下水開発など）を中心に取り組み、2000年にリマ事務所を設立しました。1990年、フジモリ氏の大統領就任後、ペルーと日本との外交がより積極的になり、ペルーは日本政府による開発援助（ODA）の重点国となりました。当社も道路、上下水道、農業分野の円借款事業を立て続けに受注しました。こうした背景から、同事務所では、これらの新規事業の支援および、貧困対策や社会・経済インフラの整備需

要が旺盛であった中南米全域を対象にしたコンサルティング事業の拡大を見据え、案件発掘・形成、受注活動を展開しました。しかし一方で、顧客との商習慣や言語の違いから案件進捗が滞るといった多くの課題を抱えることとなりました。このような状況下、西語、葡語等の語学力と確かな技術力を兼ね備えた即戦力技術者を確保のうえ現地の人的資源を活用した営業・生産体制を構築すべく、同事務所を子会社化し、より地域に根ざした事業の展開と競争力の強化を目指しました。

中南米市場本格展開の契機となったのは、2003年に開始された「リマ首都圏周辺居住域衛生改善事業」です。当時リマ首都圏にはペルー全人口の約3分の2が集中し、半砂漠気候という気象区分に属することから水資源が限られ、深刻な水不足が問題となっていました。また、既存施設の老朽化が上水道施設能力の低下をもたらし、居住衛生環境の悪化を引き起こしていました。このような状況下、まず既設井戸を改修しこれらを水源として、配水池・配水管・下水管路のリハビリおよび新設を、円借款を主な資金源として実施し、引き続き240万人に安全かつ安定的に水を供給するウアチパ取水施設・浄水場・北送水主管路(Ramal

Norte)を建設するとともに、5万世帯(25万人)の上下水道システムを整備・拡充し、地域社会の生活環境および治安の改善という成果が得られました。当社は事業を統括管理する立場で衛生環境改善に貢献しました。リマ首都圏周辺部は居住地域が急斜面上を上方に拡大した地域であり、ポンプ配水を要する配水システムであったものが、ウアチパ取水・浄水施設からの上水道システムは既存システムより標高が高い位置にあるためポンプ不使用での配水およびポンプ動力節約を可能にしたことで、地球環境全般にも寄与したと言えます。さらに本件に参画した技術者が、その後中南米諸国の案件に参加するなど、以後の当社の中南米市場拡大の端緒となりました。

2010年から2018年にかけては、「環状線道路イエローライン建設コンセッション事業に係るプロジェクトマネジメント」を担いました。これは、リマを代表する河川であるリマック川の河床下を約2kmにわたり縦断する水底道路トンネル事業でした。1610年に築造された歴史的建造物であるトルヒーヨ橋(石橋)の下にトンネルを建設するという極めて難易度の高い事業でしたが、文化庁の協力のもと、情報化計測施工監理により、橋の変形を5mm未満に管理した工事を実現しました。

「カハマルカ州小規模農家生計向上プロジェクト」(2010年～2016年)では、ペルーの州政府や農業開発灌漑省・国立農業研究所(INIA)や農村農業生産開発計画(AGRORURAL)と共にプロジェクト実施を担当、特に貧困状態にある農家が多いカハマルカ州のアンデス山岳部を対象に、市場ニーズが高く換金性の高い作物(紫トウモロコシやエンドウマメ)の生産チェーンの強化・構築を行いました。重視したのは、農家(生産者)、仲買人、加工業者などチェーンを構成するアクター間の信頼関係の構築です。互いの役割や要望を理解し、相互に良いサービスを提供しようとする姿勢が、サプライチェーン全体、ひいては農家自身の利益最大化のために必要かつ有効であることを粘り強く伝えました。この結果、特に紫トウモロコシで、研究・普及関連機関、農家、流通業者、加工業者を結ぶチェーンが強化されました。プロジェクト終了後も、INIAを中心とするペルー側実施機関が民間業者を取り込んだ形で支援活動を継続しており、高い持続性が発揮されています。

現在進行中の案件としては、TOD(Transit Oriented Development:公共交通指向型都市開発)能力強化プロジェクトが挙げられます。リマ首都圏における都市計画・管理の手法としてTODが導入されることを目指し、





住宅建設上下水道省(MVCS)などと共に、TOD実施ガイドラインといった政策ツールの整備・共有等を行います。リマ市は人口約1,100万人(2023年時点)を有し、今後も人口増加が続くことが見込まれているメガシティです。TODが導入・実施されれば、人口増加が著しいリマ首都圏において、秩序立った市街地の拡大、市民が利用しやすい公共交通の整備が可能になり、都市の利便性が向上します。鉄道をはじめとする公共交通と都市の一体整備・運用において先進的な日本の

TODの経験、および当社が携わってきた他国のTODに関する知見を活かしていきます。

加えて、クスコ市高速道路の建設も進行中です。ワンチャク地区、サン・セバスチャン地区、サン・ヘロニモ地区を結ぶ約6.8kmにわたる高速道路で、プロジェクト実施にあたり当社は施工監理を担当しています。2023年5月現在、工事進捗率は約60%です。自転車などの自動車以外の交通手段や歩行者用のレーンを統合した



本道路の建設を通じて、都市のモビリティを向上させ、市民の生活の質の向上に寄与すべく取り組んでいます。

ペルーはPPP (Public Private Partnership: 官民連携)の先進的な国の1つです。インフラ投資にあたっては、日本企業が参画しやすい環境が整っていると言えるのではないでしょうか。当社は、ペルーにおける今後の展望として、次の6分野に注力して取り組んでいきたいと考えていま

す;(1)上下水道・衛生(2)再生可能エネルギー(3)森林(4)防災(地震、津波、洪水、斜面防災等)(5)運輸交通(6)都市空間。

第1に、上下水道・衛生分野においては、前述のとおりペルーで、またパナマ・フアンディアス下水処理場やコロンビア・ベジョ下水処理場など、他の中南米諸国でも豊富なプロジェクト実績を擁する当社は、今後の発展が期待される山岳地域やアマゾン地域の整備に貢献することが可能です。第2に、再生可能エネルギー分野においては、水力、風力、太陽光、バイオマスなどの豊富なエネルギー資源をいかに活用できるか、協働し探っていきたいと考えています。第3に、森林分野においては、国土面積の60%が森林で覆われているペルーの固有性を活かし、森林資源をカーボンクレジット化する等、森林保全と経済的価値創出を両立する手立てを共に模索したいと考えています。第4に、防災(地震、津波、洪水、斜面防災等)分野においては、自然災害が多いという両国の共通点をふまえ、現在当社が日本国内を中心に展開しているリモートセンシング技術の活用が手法の1つとして期待できます。第5に、運輸交通分野においては、マストランジット(大量公共輸送機関)、都市部の都市交通と都市計画の連携など、前述のTODプロジェクトで得られた見識を発展的に活用したい

と考えています。また、現在パナマ首都圏都市交通3号線整備事業で、過去にはペルー・カヤオ港湾整備事業等で施工監理を担ってきた当社は、鉄道・港湾、加えて道路に関する計画から調査・設計、維持管理を網羅したサービス提供も可能です。第6に、都市空間分野においては、当社グループの英国建築設計会社・BDP社(大規模展示場をCOVID-19対応の仮設病院に転用するプロジェクトで設計業務を担当)等が擁する病院建設ノウハウを活用したいと考えています。

ペルーに滞在した出張者や駐在員の多くがこの国に惹かれるのは、その文化の豊かさや過ごしやすさといった魅力は言わずもがな、ペルーが有する広大な将来性によるのだと捉えています。当社は、今後も積極的にペルーでのビジネスに取り組む所存です。最後に、ペルーにおけるビジネス環境のより一層の安定化・活性化と、150年にわたり培われてきた良好な日秘関係のさらなる深化・発展を祈念いたします。







6. 連絡先

Ministerio de Relaciones Exteriores del Perú

ペルー共和国外務省

Address	Jr. Lampa 545, Lima, Lima, Perú
TEL(代表)	+51-1-204-2400
経済振興本部	+51-1-204-3360
└ 貿易振興部	+51-1-204-3368
└ 投資振興部	+51-1-204-3384
└ 観光振興部	+51-1-204-3391

Embajada del Perú en Japón

在日ペルー共和国大使館

Address	〒150-0012東京都渋谷区広尾2-3-1
TEL	+81-3-3406-4243
FAX	+81-3-3409-7589
Email	embtokyo@embperujapan.org

ProInversión

民間投資促進庁

Address	Av. Enrique Canaval Moreyra 150, Piso 9, San Isidro, Lima
TEL	+51-1-200-1200
FAX	+51-1-221-2941
URL	https://www.proinversion.gob.pe

PROMPERÚ

ペルー貿易観光促進庁

Address	Calle Uno Oeste 50, Edificio Mincetur, Pisos 13 y 14, San Isidro, Lima
TEL	+51-1-616-7300

The Japan & Tokyo Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所・東京商工会議所

Address	〒100-0005東京都千代田区丸の内3-2-2
TEL	+81-3-3283-7762
URL	https://www.tokyo-cci.or.jp/

Sociedad Nacional de Industrias - SNI

全国工業協会

Address	Los Nogales 340, San Isidro, Lima
TEL	+51-1-616-4444
URL	https://www.sni.org.pe

本書は、在日ペルー大使館が編集したものです。内容はペルー民間投資促進庁 (ProInversión)、ペルー三菱商事会社及び日本工営株式会社の協力により作成されたものです。

デザイン・レイアウト:

株式会社イーゼートラベルサービス(Easy Print)

写真:

ペルー貿易観光促進庁(PromPerú)

日本工営株式会社(Nippon Koei Co., Ltd.)



150 周年
1873 - 2023

日本 ベル
外交関係樹立